新規航路開設等支援事業　補助金交付要綱

令和元年７月 17 日　副市長決定
令和８年 11 月１日　改正

この要綱は、「新規航路開設等支援事業」に係る補助金について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（目的）

第１条　この補助金は、神戸港における定期コンテナ航路の新規開設を促進することにより、神戸港の利便性の向上を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　補助事業の対象となる者は、外航コンテナ船社又はその日本代理店とする。

（対象事業）

第３条　補助金交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

（１）新規国際基幹航路開設支援事業

新たに神戸港への定期寄港を開始する国際基幹航路であって、北米、欧州、中南米、アフリカ又は豪州方面の航路を対象とする。

（２）新規航路開設支援事業

新たに神戸港への定期寄港を開始する外航コンテナ定期航路であって、中国（香港を含む）又は台湾方面の航路を対象とする。

２　前項において、航路改編等により、航路が統廃合されることで新たに開設される航路の場合は、神戸港への１週当たりの寄港数が増加し、かつ、１週当たりの寄港船舶の船腹量の合計が、従前の航路と比較して増加していることを要する。

３　第１項第１号に規定する事業については、阪神国際港湾株式会社が実施する「阪神港の集貨事業」に関する委託契約の締結の有無は問わない。

４　第１項第２号に規定する事業については、第７条第１項による交付決定後に補助対象航路が航路延伸により東南アジア等航路となった場合であっても、第８条第１項に規定する補助金交付決定内容変更の承認を受けたときは、当該航路に係る補助事業を継続して実施することができる。

５　補助金の交付を受けるに当たっては、当該事業が継続的に行われるものでなければな

らず、当該年度の３月 31 日現在において神戸港への定期寄港が継続していることを要する。

６　第１項及び第２項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の補助対象とはしない。

（１）開設前２年以内に同種航路において神戸港への寄港を停止し、又は航路の廃止等を行っている場合

（２）アライアンスや事業者の統廃合等による航路再編により神戸港のサービス水準が同程度であると判断される場合

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、予算の範囲内で、次のとおりとする。

（１）新規国際基幹航路開設支援事業　　１寄港当たり 200 万円以内

（２）新規航路開設支援事業　　１寄港当たり 12 万円以内

２　第３条第２項に該当する場合における支援単価は、前項の単価を基準として神戸港への１週当たりの寄港数の増加割合に応じて決定するものとする。

（補助対象期間）

第５条　補助対象期間は、補助対象航路における最初の神戸港入港日から起算して、１年間とする。

２　前項に定める補助対象期間のうち、当該年度の補助対象期間は、３月 31 日までとする。

３　翌年度に属する期間については、翌年度に改めて交付申請を行うものとする。

４　交付決定前に神戸港への定期寄港を開始した航路は、補助対象に含めない。ただし、当該年度の７月末日までに交付決定があった場合は、当該年度の４月１日以降に神戸港への定期寄港を開始した航路を対象とすることができる。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金規則第５条第１項に基づき、補助金交付申請書（様式第１号）を当該年度の２月末日までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第７条　市長は、前条による申請があったときは、当該申請書類の内容を審査し、補助金規則第６条に基づき補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、補助金規則第６条第３項に基づき補助金の交付が不適当である旨の通知を行

うときは、補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（計画及び補助事業の変更等）

第８条　交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金規則第７条第１項第１号に定める承認を受けようとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第４号）を、同項第２号に定める承認を受けようとするときは、補助事業中止承認申請書（様式第５号）を、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

２　市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第６号）又は補助事業中止承認通知書（様式第７号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第９条　補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、当該年度における補助対象期間に係る実績について、補助事業実績報告書（様式第８号）を当該年度の３月 31 日までに市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の報告があったときは、必要に応じて当該報告内容の根拠資料の提出を補助事業者に求めるものとする。

３　補助事業者は、前項の根拠資料の提出を求められたときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第 10 条　市長は、補助金規則第 16 条に基づき補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金交付額確定通知書（様式第９号）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

２　市長は、確定した補助金の交付額が、交付決定額（第８条第２項の規定により変更された場合にあっては、変更後の金額）と同額であるときは、前項の通知を省略することができる。

（補助金の支払い）

第 11 条　市長は、前条第１項の規定により交付額を確定したときは、補助金を補助事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 12 条　市長は、補助金規則第 19 条に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により補助事

業者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（関係書類の保存）

第 13 条　補助事業者は、補助事業の実施に係る関係書類を、当該事業の完了の日に属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（その他）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は港湾局長が定める。

附則

この要綱は、令和元年７月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和８年 11 月１日から施行する。